

須賀川市訪問理美容サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、寝たきり状態等にあるため、理美容店に出向くことが困難である在宅の高齢者等に対し、訪問理美容サービス（以下「サービス」という。）を提供することにより、保健衛生の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 理美容 頭髪の刈込、顔そり等の方法により容姿を整えること及びパーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくすることをいう。
- (2) 理容師 理容師法（昭和22年法律第234号）第3条の規定による理容師試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けて理容師になった者で、理容を業とするものをいう。
- (3) 美容師 美容師法（昭和32年法律第163号）第4条の規定による美容師試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けて美容師になった者で、美容を業とするものをいう。

(助成対象者)

第3条 サービスを受けることができる者は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護3、4又は5の認定を受けている65歳以上の在宅の高齢者で、心身の状態により外出してサービスを利用することが困難なもの
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害程度等級が1級又は2級の在宅の障がい者で、寝たきり等により外出してサービスを利用することが困難なもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(指定理美容店の指定)

第4条 須賀川市指定訪問理美容店（以下「指定訪問理美容店」という。）の指定を受けることができる者は、市内に事業所を有するものとし、指定訪問理美容店の指定を受けようとする者は、須賀川市訪問理美容店指定申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、速やかに内容を審査し、指定訪問理美容店として適当と認めるときは、須賀川市訪問理美容店指定証（第2号様式。以下「指定証」という。）を申請者に交付し、指定訪問理美容店として指定するものと

する。

(助成金額等)

第5条 助成の金額は、訪問のための出張経費として一人あたりサービス利用1回につき1,000円とし、1年度6,000円以内とする。

(助成の申請)

第6条 サービスを受けようとする者(以下「利用希望者」という。)は、須賀川市訪問理美容サービス利用認定申請書(第3号様式)により、市長に申請しなければならない。

(申請の代行)

第7条 利用希望者の家族又は介護支援専門員等は、申請その他のサービスの提供を受けるために必要な手続について、利用希望者の承認を受けて代行することができる。

(利用の決定等)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があった場合は、速やかに内容を審査し、可否を決定したときは、須賀川市訪問理美容サービス利用決定通知書(第4号様式)又は須賀川市訪問理美容サービス却下通知書(第5号様式)を申請者に通知するものとする。

(利用券の交付等)

第9条 市長は、前条の規定によりサービスの利用を決定したときは、利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、次表の左欄に掲げる利用決定の日に応じ、同表の右欄に定める利用枚数の須賀川市訪問理美容サービス利用券(第6号様式。以下「利用券」という。)を交付するものとする。

| 利用決定日 | 利用枚数 |
|----------------|------|
| 4月1日から5月末日まで | 6枚 |
| 6月1日から7月末日まで | 5枚 |
| 8月1日から9月末日まで | 4枚 |
| 10月1日から11月末日まで | 3枚 |
| 12月1日から1月末日まで | 2枚 |
| 2月1日から3月末日まで | 1枚 |

- 2 利用券は、利用者に関り1回のサービスにつき1枚使用することとする。
- 3 利用券の有効期限は、交付を受けた日の属する年度限りとする。
- 4 利用券は、原則として再交付しないものとする。

5 市長は、認定された利用資格を、毎年4月1日現在で審査し、利用資格がある場合は、継続して利用券の交付を行うことができるものとする。

(実施方法)

第10条 利用者がサービスを受けようとするときは、その日時等について、あらかじめ指定訪問理美容店と連絡調整をし、サービスを受けるものとする。

2 利用者がサービスを受けるときは、利用者の家族等は、立会い及び必要な介護を行わなければならない。

3 利用者は、サービスを受けたときは、利用券に署名の上サービスを行なった指定訪問理美容店の理容師又は美容師に提出し、理美容に相当する料金を支払わなければならない。

(実施場所)

第11条 このサービスは、利用者の自宅において実施するものとする。

(利用券の精算)

第12条 指定訪問理美容店は、利用券を受領した場合は、利用のあった翌月の10日までに須賀川市訪問理美容サービス事業請求書(第7号様式)に利用券を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受領した場合は、内容を審査し適当と認めるときは、助成金を当該請求のあった月の末日までに当該指定訪問理美容店に支払うものとする。

(利用券の返還)

第13条 利用者又は利用者の家族等は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに市長に利用券を返還しなければならない。

- (1) 本市の住民でなくなったとき。
- (2) 利用者が死亡したとき。
- (3) 施設入所、長期入院等により在宅でなくなったとき。
- (4) 一般の理美容サービスが受けられるようになったとき。
- (5) その他助成対象の要件に該当しなくなったとき。

(指定訪問理美容店の変更)

第14条 指定訪問理美容店は、指定証の内容に変更が生じた場合には、速やかに須賀川市訪問理美容店指定証記載事項変更届(第8号様式)に従前の指定証を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更届を受領した場合は、速やかに内容を審査し、変更内容が適当と認めるときは、あらためて指定証を交付するものとする。

(指定訪問理美容店の辞退)

第15条 指定訪問理美容店を辞退しようとするときは、辞退しようとする日の1か月

前までに須賀川市指定訪問理美容店辞退届（第9号様式）に指定証を添えて、市長に届け出なければならない。

（助成の取消等）

第16条 市長は、利用者又は指定訪問理美容店が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、助成を取消し、又は既に助成した金額の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 利用券を不正に使用したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

（譲渡又は担保の禁止）

第17条 利用者は、この要綱による助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。